

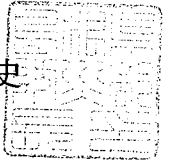


原 第 3 7 1 号  
令和 5 年 8 月 1 8 日

中国電力株式会社  
常務執行役員

島根原子力本部長 長谷川 千晃 様

島根県防災部長 森本 敬史  
(原子力安全対策課)



島根原子力発電所 1 号機第 5 回定期事業者検査の実施について

令和 5 年 7 月 21 日付け島原本広第 239 号により連絡があったこのことについて、平成 29 年 7 月 11 日付け原第 216 号で要請した事項を踏まえ、下記について申し入れます。

記

1. 定期事業者検査の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、安全かつ遺漏なく実施すること。
2. 作業に伴う被ばくの低減を積極的に進めるとともに、全ての作業従事者の被ばく管理に万全を期すこと。
3. 定期事業者検査期間中に行う検査については、作業管理や品質管理に万全を期すとともに、不具合を発見した場合の不適合管理等も適切に行い、遺漏なく確実に実施すること。
4. 異常が確認された場合には、遅滞なく適切な措置を講ずるとともに、その内容について速やかに報告すること。
5. 定期事業者検査の実施状況については、県民に分かりやすく情報提供すること。